

令和5年度青森県で働くことの魅力発信業務 仕様書

1 委託業務の目的及び概要

若者の県内定着や県外からの人材還流を促進するため、SNSの活用により、高校卒業段階から継続的に本県情報を発信していく仕組みを構築するとともに、若者の関心が高いと考えられるコンテンツを制作し、定期的に配信する。

また、県外在住者に県産品の詰め合わせとUIJターン就職応援パンフレットなどをセットで贈るキャンペーン（あおジョブキャンペーン）を実施することとし、当該キャンペーンのPR及びUIJターン就職応援パックの送付等を行う。

2 業務内容等

(1) SNSによる高校生への情報発信

高校生が日常的に使用しているSNSを活用し、本県での就職の促進に資する情報を発信すること。

ア 青森県公式アカウントの作成・周知・登録促進

- ・高校卒業段階からの継続的な情報発信に適していると考えられるSNSにおいて、青森県公式アカウントを作成すること。
- ・県立高校12校の3年生約2,300名のアカウント登録を促進するためのチラシ及びポスターを制作し、各高校に送付すること。

制作部数	チラシ（A4判）	2,500部
	ポスター（A1判）	30部

イ 登録者へのコンテンツ配信

- ・登録者の関心が高いと考えられるコンテンツ（記事、動画等）を制作し、定期的にSNSで配信するとともに、登録者のコンテンツ閲覧・視聴状況を把握すること。
- ・コンテンツ配信時期は令和5年7月から令和6年2月までとする。

ウ 視聴インセンティブの付与

- ・コンテンツの閲覧・視聴とアカウント登録の継続を促すため、コンテンツ視聴者に抽選でインセンティブを提供すること。

(2) UIJターン就職応援パンフレットの制作

UIJターン就職に役立つ情報等を掲載したパンフレットを制作し、パンフレットの企画・デザイン・取材・写真撮影・原稿作成・印刷・製本等を行うこと。

ア パンフレット仕様

- ・A4判、フルカラー、全8ページ前後、マット（上質紙）90kg
- ・制作部数2,000部

イ パンフレット掲載内容

各種支援制度（移住支援金、交通費助成、就活アプリ、U I J ターン就職・移住相談窓口、奨学金返還支援制度等） ほか

ウ 業務内容

- ・パンフレットの企画及び各種調整
- ・パンフレット全体のデザイン及びデータ制作（イラスト制作・アイコン制作・WEBサイト用デザインデータを含む）
- ・取材に伴う写真撮影及び原稿作成、誌面の編集・校正
- ・取材対象者及びその所属先に対する原稿内容等の確認
- ・パンフレットの印刷・製本

エ 制作物納品期限

令和5年7月14日（金）

(3) あおジョブキャンペーンのPR等

- ・PR実施期間は、令和5年8月1日から令和5年10月31日までとする。
- ・県外在住者に向けて、適切な広告媒体でキャンペーンをPRすることとし、キャンペーンPR画像やバナー（県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」のトップページに設置するキャンペーンバナーを含む）などの広告を制作するとともに、効果的に広告配信を行うこと。
- ・広告制作にあたっては、青森県の広告であることに加えて、県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」及びU I J ターン就職応援パックの概要が容易に理解できるようにすること。
- ・広告配信の情報について集計・分析したレポートを定期的に県に提出すること。
- ・県内在住の家族に向けてキャンペーンをPRするため、チラシ及びポスターを制作し、県内各市町村・公共施設及び県内外の100大学程度に送付すること。

制作部数	チラシ（A4判）	20,000部
	ポスター（A1判）	500部
	ポスター（B3判）	500部

- ・チラシ及びポスターの納品期限は令和5年6月30日（金）とする。
- ・上記のほか、県外在住者に対して、キャンペーンを広く波及させるための工夫を図ること。

(4) U I J ターン就職応援パックの送付等

- ・あおジョブキャンペーンの申込者のうち、抽選当選者（上限300名）に対して、2,000円相当（税込み）の県産品セットとU I J ターン就職応援パンフレットなどからなるU I J ターン就職応援パックを令和5年11月30日（木）までに送付すること。なお、U I J ターン就職応援パンフレットなどのほか、抽選当選者等の情報は、県が別途提供する。

- ・キャンペーン申込者に送付する県産品を選定し、調達すること。選定に当たっては、県と協議のうえ進めるとともに、サンプルを県に提供すること。
- ・県産品は、地域バランス（津軽地方、県南地方等）を考慮し、複数の商品を組み合わせること。
- ・U I J ターン就職応援パックのパッケージは、少なくともA4判の書類が入る大きさとする。また、青森県からの送付物であることが認識でき、申込者がパックをもらったことを自ら情報発信したくなるようなデザイン上の工夫を施すこと。
- ・パッケージの調達やデザインなどに係る経費及び送料は受注者が負担すること。
- ・キャンペーン申込時に県が実施するアンケート結果をとりまとめること。

3 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4 対象経費

- (1) 実施に係る経費（取材等に係る旅費、印刷・製本費、パッケージ製作費、広告宣伝費、U I J ターン就職応援パック用県産品購入費、通信運搬費等）
- (2) 委託業務に従事する者の人件費
- (3) 一般管理費（消費税相当額を除く事業費総額の10%以内の額とする。）
- (4) その他、当該事業に必要と認められる経費
 - ※ただし、次の経費は対象外とする。
 - ・土地、建物、備品（オフィス機器、家電、デジカメ、パソコン等の物品及びソフトウェア）の取得費
 - ・施設・設備の設置費、改修費

5 成果品

- (1) 業務完了報告書
- (2) 上記2（2）の制作物
- (3) 上記2（1）及び（2）の制作物の電子データ（冊子については、PDFファイル及びイラストレーター用aiデータ）を保存した電子媒体（DVD等）2枚
- (4) 上記2（3）の広告制作物
- (5) 上記2（4）のアンケート結果報告書
- (6) その他、本業務で実施した取組に係る必要なデータ等

6 納品場所

青森県商工労働部労政・能力開発課（県庁南棟4階）

7 著作権の帰属

- (1) 納品物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。ただし、本契約締結日現在、受注者、受注者以外の委託事業参加者又は第三者の権利対象となっているものを除く。以下同じ。）は、委託金額以外の追加支払なしに、その発生と同時に受注者から発注者に譲渡され、発注者単独に帰属する。受注者は、発注者が求める場合には、本項に定める著作権の譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- (2) 本契約締結日現在受注者、受注者以外の委託事業参加者又は第三者の権利対象となる著作物が納品物に含まれている場合であっても、発注者は、納品物の利用のため、本契約期間中及び契約終了後において、納品物全体を発注者の著作物として使用し、また第三者に使用させることができる。ただし、未承諾リストその他の書面で受注者から発注者に別段の通知がなされたもの（又は通知の対象となった特定部分）についてはこの限りでない。
- (3) 受注者は、納品物（本契約においては、委託業務により新規に作成されたイラスト等自体を含む。）に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、受注者は、当該著作物の著作者が受注者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

8 その他、契約に付帯する事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分な協議を経て行うこと。
- (2) 本業務で使用する画像・映像等の著作権及び肖像権など権利関係の処理及び調整は、本業務の受注者（以下、「受注者」と言う。）が行うこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、その都度、県と受注者が協議して決定するものとする。